総務常任委員会

令和元年6月25日(火)

総務常任委員会

定例会名 令和元年第1回定例会

招集日時 令和元年6月25日(火) 午前10時00分

招集場所 第3会議室

出席委員 8名

委 員 長 黒 木 のぶ子 副 委 員 長 長 田 麻美 委 員 利根川 英雄 IJ 板倉 香 IJ 小松崎 伸 市 川 圭 一 IJ 鈴 木 勝利 IJ

加川裕美

欠席委員 なし

出席説明員

市 長 滝 本 昌 司 市長公室長 Ш 貴 吉 修 経営企画部長 将 巳 吉 田 総務部長 裕 植 田 市民部長 高 谷 寿 仁 議会事務局長 本 滝 会計管理者 飯 島 希 美 秘書課長 葉 稲 健 広報政策課長 本 多 聡 広報政策課危機管理監 猿 渡 勇 彦 経営企画部次長兼財政課長 﨑 裕 Щ 政策企画課長 栁 田 敏 昭 総務部次長兼管財課長 己 野 克 総務課長 吉田 充 生 人 事 課 長 二野屏 公 司 契約検査課長 神宮寺 昌 志 税務課長 晝 田 典 義 収 納 課 長 山 岡 三千男 市民部次長 小 川 茂 生 交通防災課長 尚 勉 Щ 交通防災課参事 大 脇 俊一郎 市民活動課長 糸 賀 珠 絵 総合窓口課長 大 里 真 紀 システム管理課長 齋 藤 正 浩 伸 一 監査委員事務局長 大和田 庶務議事課長 野島 貴夫

議会事務局出席者

 書
 記
 浅
 野
 弘
 樹

 書
 記
 宮
 田
 修

令和元年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

議案第	8号	牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運
		動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	19号	牛久市税条例の一部を改正する条例について
議案第	22号	令和元年度牛久市一般会計補正予算(第2号)
		別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第	25号	工事請負契約の締結について
請願第	1号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願

午前10時00分開会

○黒木委員長 定刻よりちょっと早いですが、全員そろっていらっしゃるようなので、会議を始めたいと思います。

改めましておはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

さきの臨時会で委員長互選の結果、私、黒木が委員長に就任いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。今回で総務常任委員長2回目となりますが、いろいろ早とちりの部分がありますので、どうぞよろしく御配慮いただければと思っているところです。

副委員長には長田委員が就任いたしましたので、御挨拶をお願いいたします。

〇長田副委員長 改めましておはようございます。

副委員長の大任を任せていただくことになりました長田麻美でございます。委員長のサポートをし、円滑な委員会運営を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- **○黒木委員長** 次に、改選後初めての委員会ですので、新しい委員を御紹介いたします。 まず、利根川委員です。
- **〇利根川委員** よろしくお願いします。
- **〇黒木委員長** 板倉委員です。
- ○板倉委員 よろしくお願いします。
- **〇黒木委員長** 小松崎委員です。
- **〇小松崎委員** よろしくお願いします。
- **〇黒木委員長** 市川委員です。
- 〇市川委員 よろしくお願いします。
- **〇黒木委員長** 鈴木委員です。
- 〇鈴木委員 よろしくお願いいたします。
- **〇黒木委員長** 加川委員です。
- **〇加川委員** よろしくお願いいたします。
- **〇黒木委員長** 次に、執行部におかれましても、新年度の人事異動等もございましたので、説明 員の方にも市長公室長から順に所属とお名前をお願いいたします。
- **〇吉川市長公室長** 市長公室長の吉川です。よろしくお願いいたします。
- **〇吉田経営企画部長** 経営企画部長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。
- ○植田総務部長 総務部長の植田といいます。どうぞよろしくお願いします。
- **〇高谷市民部長** 市民部長の高谷です。よろしくお願いします。
- ○滝本議会事務局長 議会事務局長の滝本でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇飯島会計管理者** 会計管理者兼会計課長、飯島でございます。よろしくお願いいたします。
- ○稲葉秘書課長 秘書課長の稲葉です。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇本多広報政策課長** 広報政策課長の本多です。よろしくお願いします。
- ○猿渡広報政策課危機管理監 広報政策課危機管理監の猿渡です。よろしくお願いします。

- **〇山崎経営企画部次長兼財政課長** 経営企画部次長兼財政課長の山﨑です。よろしくお願いします。
- ○柳田政策企画課長 政策企画課長の柳田です。よろしくお願いいたします。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 総務部次長兼管財課長の野口です。よろしくお願いします。
- **〇吉田総務課長** 総務課長の吉田です。よろしくお願いいたします。
- **〇二野屏人事課長** 人事課長の二野屏と申します。よろしくお願いいたします。
- ○神宮寺契約検査課長 契約検査課長の神宮寺と申します。よろしくお願いします。
- **〇晝田税務課長** 税務課長の晝田と申します。よろしくお願いいたします。
- **〇山岡収納課長** 収納課長の山岡です。よろしくお願いいたします。
- **〇小川市民部次長** 市民部次長の小川です。よろしくお願いいたします。
- **〇山岡交通防災課長** 交通防災課長、山岡です。よろしくお願いします。
- **〇大脇交通防災課参事** 交通防災課参事の大脇と申します。よろしくお願いします。
- ○糸賀市民活動課長 市民活動課長の糸賀でございます。よろしくお願い申し上げます。
- ○大里総合窓口課長 総合窓口課長、大里です。よろしくお願いいたします。
- ○齋藤システム管理課長 システム管理課長の齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇大和田監査委員事務局長** 監査委員事務局長の大和田と申します。よろしくお願いいたします。
- ○野島庶務議事課長 議会事務局庶務議事課長の野島です。よろしくお願いします。
- **〇黒木委員長** ありがとうございました。

書記として浅野君、宮田君が出席しております。

続きまして、本委員会に付託されました案件は、

議案第 8号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙 運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につ いて

議案第 19号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第 22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第2号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 25号 工事請負契約の締結について

請願第 1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

議案第8号、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用 ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

〇吉田総務課長 総務課の吉田です。よろしくお願いいたします。

議案第8号、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用 ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、消費税率の改正に伴い、当該選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成の公費負担分について改正するもの及び引用条項の整理を行うものです。

〇黒木委員長 ありがとうございます。

これより議案第8号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願いま す。ございませんか。加川委員。

〇加川委員 新旧対照表の第8条、こちらについて質問がございます。

こちらの第8条(2)選挙運動用ポスターの作成については、550円に、その選挙における ポスター掲示場の数を乗じて得た金額という項目がございますが、掲示板の数より若干多目のほ うが今回の選挙活動に際して、破損、汚損及び掲示ミスなどが生じた場合は不都合がございます ので、若干数、掲示板の数よりプラスアルファ5枚ぐらい必要かと思いますが、どうぞこちらに ついて御質問をいたします。

- **〇黒木委員長** 答弁を求めます。
- **○吉田総務課長** 現在、牛久市の条例については、おっしゃるとおり掲示板の数のみの公費負担になっております。ですので、もちろんそういった御意見はございますが、こちらとしては条例で定める枚数といいますか、額という法の規定に基づきまして、今のところは掲示板の数という算出方法でお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

以上です。

- **〇黒木委員長** 加川委員。
- **〇加川委員** それでは、上限数を出ない中で何とかやりくりをして対策していきたいと思います。 承知いたしました。
- **〇黒木委員長** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第8号について質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第19号、牛久市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第19号について提案者の説明を求めます。税務課長。

〇晝田税務課長 税務課の晝田です。よろしくお願いいたします。

議案第19号、牛久市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

平成31年度税制改正により地方税法等が改正されました。これに伴い、市税条例の一部について改正するものです。

このたびの主な改正は3点でございます。

まず1つ目は、個人の市民税における非課税措置の創設です。児童手当の支給を受けている前年の合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親について、令和3年度から個人の市民税を非課税にするものです。

2つ目は、軽自動車税のグリーン化特例の改正です。消費税率引き上げに伴う対策として、現 行のグリーン化特例を令和3年度まで2年間延長した後、令和4年度分から特例の対象となる軽 自動車を電気自動車及び天然ガス自動車に限定するものです。

3つ目は、軽自動車税の環境性能割の税率の改正です。消費税率引き上げに伴う対策として、

10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に限り、環境性能割の税率を 1%軽減するものです。

そのほかは、市税条例において引用している地方税法の改正による条項及び文言の整理を行う ものであります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第19号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第22号、令和元年度牛久市一般会計補正予算(第2号)別記記載の当該委員会の 所管事項についてのみを議題といたします。

議案第22号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼財政課長。

〇山﨑経営企画部次長兼財政課長 財政課の山﨑です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度牛久市一般会計補正予算(第2号)、こちらの財政課所管の部分について御説明申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページをごらんください。

歳入になります。一番下の段になります。款18繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金、説明欄に移ります。財政調整基金繰入金。金額として377万8,000円です。こちらは今回の補正予算調整の結果、財源不足額を充当するものでございます。これによりまして、財政調整基金の残高見込みが17億5,937万1,000円となります。

以上でございます。

- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- ○齋藤システム管理課長 システム管理課長の齋藤でございます。

補正予算のほう、当課に関係する箇所を説明いたします。

資料8ページ、9ページをごらんいただけますでしょうか。

総務費総務管理費、一番上、上段でございます。電子計算費でございます。

先月、子ども・子育て支援法について幼児教育無償化制度の改正があったことを受け、当市基幹システムのうち、子育て支援システムの改修を行うものでございます。今回の補正額は1,328万4,000円で、当初予算に計上しておりました97万2,000円と合わせ1,425万6,000円が当システムの改修の費用となります。

なお、財源といたしましては、資料6ページ、7ページをごらんいただけますでしょうか。 上から4段目にございます民生費県補助金、幼児教育・保育無償化事業補助金のうち、システ ム改修費補助金をもって全額充当いたします。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第22号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で議案第22号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第25号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第25号について提案者の説明を求めます。総務部次長兼管財課長。

〇野口総務部次長兼管財課長 総務部次長兼管財課長の野口です。よろしくお願いします。

議案第25号、こちらにつきましては、ひたち野リフレの空調設備について、建築当初に設置した設備であり、20年経過していることから老朽化している空調設備を改修するものであり、今回の工事は4階から6階までを対象としております。

よろしくお願いします。

- **○黒木委員長** これより議案第25号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。
- **○利根川委員** 今回の一般競争入札は条件つきの一般競争入札か通常の一般競争入札か、そして また、公示はどのようにやられたのかということをちょっとお尋ねしたいんですが。
- **〇黒木委員長** 答弁を求めます。総務部次長兼管財課長。
- ○野口総務部次長兼管財課長 今回の入札につきましては、条件つき一般競争入札を行いました。 公示につきましては、入札公告を使用するという形で行っております。 以上です。
- **〇黒木委員長** 利根川委員。
- ○利根川委員 条件ということについて、もう少し詳しくお願いしたいんですが。
- **〇黒木委員長** 総務部次長兼管財課長。
- ○野口総務部次長兼管財課長 こちらの条件につきましては、全部で大きく5つありまして、牛 久市の平成29、30年度の有資格名簿登載の管工事の登録があり、その総合審査評点1,00 0点以上、ただし、準市内及び竜ケ崎工事事務所管内は800点以上、市内は700点以上で、 かつ過去2年間の年間平均管工事完成高が県内及び準市内は2億円以上、ただし、竜ケ崎工事事 務所管内は1億円以上、市内は5,000万円以上であること。

2番としまして、茨城県内に建設業法による本社または牛久市内に本社、支店、営業所を有する者であること。

3つ目としまして、建設業法第15条の規定に基づく管工事に係る特定建設業の許可を得ており、経営事項審査を受けていること。

4つ目としまして、過去15年以内に国、こちらには公社公団を含みます、または地方公共団体が発注した3,000万円以上の空調改修工事等を元請としての施行実績があること。なお、特定建設工事共同企業体としての施工実績については、代表構成員に限る。

5つ目としまして、次の要件を満たす技術者を専任で配置できること。こちらは、5つほど細かい要件があります。

まず、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。次に2つ目としまして、過去5年以内に実施された監理技術者講習を修了した旨が記載されている監理技術者資格証を有する者であること。なお、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証をあわせて有する者であることでも可とする。3つ目としまして、過去15年以内に空調改修工事等の履行実績を有する者であること。4つ目、引き続き3カ月以上の雇用関係があること。5つ目としまして、入札日において、ほかの工事の技術者となっている場合には、その工事の完了検査が終了していることといった要件でございます。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- ○利根川委員 その中で条件つきということですが、今の条件で現在、この市内業者では何社ぐらいあるのかということ。それと、今入っていなかった中退金の問題、これはもう当然企業としては加入していなければならない問題であるので、その中退金についてのそれなりの調査はされているのかどうか、確認をとられているのか、お尋ねします。
- **〇黒木委員長** 答弁を求めます。総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 委員の御質問の市内業者でこれらの条件を満たす者ということで ございますけれども、こちらについては、3社登録を満たす者がおりました。
- 〇黒木委員長 契約検査課長。
- ○神宮寺契約検査課長 利根川委員の質問にお答えします。中退金につきましては、条件設定しておりません。一般的に工事等の実績、経営規模を参加資格要件として定めることができるということになっておりますので、そちらについても今後調査していきたいと思います。以上です。
- **〇黒木委員長** ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第25号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。 ここで、執行部の方は退席されても結構です。

ここで、委員の方は暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分開議

〇黒木委員長 それでは、再開したいと思います。

次に、請願第1号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願を議題といたします。

参考人の方には、請願の趣旨を簡潔に説明願います。

〇小泉参考人 今回請願を出させていただきました、牛久市田宮町に居住しております小泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと緊張しておりますので、申しわけないんですけれども、原稿を読む形でお話しさせて いただきたいと思います。

まず初めに、私たちの請願を受理してくださり、また、このように説明をさせていただける機 会を与えてくださったことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私たちは26年前に結婚したとき、2人ともそれぞれの名字を変えたくないと考えました。その当時は、夫婦別姓制度の導入に向けた動きが大きく、間もなく法制化されるという期待があったため、私たちは事実婚という形でそれを待つことにしました。

ところが、26年たっても実現せず、私たちはいまだに法的な結婚ができないままです。今では相当数の割合の人が別姓の導入に賛同するようになったにもかかわらず、国会での審議は全く行われません。

そこで、ただ待っているだけではだめだということに気づき、地方議会から国に意見書を上げてもらう活動が始まりました。私たち夫婦もそれに賛同して牛久市議会に請願を出した次第です。 選択的夫婦別姓は、あくまでも希望者が選べるという制度であって、決して同姓の家族を否定するものではありません。同じ名字でこそ家族だと考える人は、今までと何も変わらず家族をつ

くることができます。別姓でいたい事情のある人にもその選択肢を与え、家族として認めていた

だきたいだけなのです。

なぜ別姓でいたいのかということですが、まず私自身は、それまで生きてきた自分の名前が消えてしまうことは、自分自身を失うことだと感じました。また、改姓によって、それまで自分の名前で行ってきた仕事が断ち切られてしまうことへの不安もありました。一方、夫のほうは、研

究者として既に自分の名前でさまざまな研究発表をしていたので、姓が変わると過去の業績を自 分のものと認識してもらえなくなってしまう、また、小泉に変えると同じ分野にいる別の研究者 と同姓同名になってしまい、どれが誰の業績かさらに混乱してしまうという事情もあったのです。

また、夫婦別姓は、家を継がなければならない人にとっても必要です。これが実現すれば、たとえ一人っ子同士の結婚でも双方の家の名字を残すことができます。実は私自身も長野県の古い家の出なのですが、姉妹しかいないため、私が姓を変えずにその家を受け継ぐことになり、父がそれをとても喜びました。実際に名字が途絶えてしまうことが問題になって結婚できず、法改正を待っている一人っ子や姉妹がたくさんいます。選択肢をふやすことは、非婚や少子化を食いとめることにも直結するのです。

法的に結婚が認められていない私たちは、今までもさまざまな不都合や不安がありながら、この牛久市では周囲の人々からの理解にも恵まれ、子育ても問題なく行ってくることができました。しかし、この先、年老いるとさまざまな問題に直面します。病院での手術の同意などは、法的な夫婦でないと認められなかったり、介護施設に夫婦として入居できなかったり、どちらかが死んでも生命保険も受け取れず、相続の権利もありません。このままでは私たちは、ただ普通の夫婦として安心してこれからを過ごすという当たり前の願いも持つことができない状態です。

選択的夫婦別姓は、全ての人が幸せに暮らせる社会、男女平等や多様性を尊重する社会を実現するには欠かせない制度です。その法制化に向けて、牛久市議会の皆様にぜひともお力をお貸しいただけたらと思います。どうか、この請願を採択していただけますよう、よろしくお願いいたします。

- **〇黒木委員長** ありがとうございました。ただいま参考人の説明がありました。
 - それでは、請願第1号について質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。
- ○鈴木委員 今、事実婚における夫婦別姓の不利益をこうむっているということは、よく存じ上げましたが、それで法律婚をした上で旧姓の通称使用ということはどうなんでしょうか。
- **〇黒木委員長** 参考人、お願いいたします。
- **〇小泉参考人** 通称使用だとどのようなデメリットがあるかということを御説明させていただきます。

通称使用を認めている企業というのは、実は約半数しかないという状況にあります。また、企業が認めたとしても、結局のところ、さまざまな資格ですとか、免許、パスポート、銀行、社会保険、年金、納税関係ですとか、あとは法人登記ですとか、そういったさまざまな手続が戸籍名ではないと認められないということから、結局、通称使用を認めている企業であってもいろんな混乱が生じていたり、そこでまた戸籍名を使わなければならないことで自分自身の名前と認識してもらえないというストレス、いろんなところで通称使用では解決できないという状況にあります。

あともう一つの問題として、そんなふうに2つの名前を使い分けていると、もし緊急時、例えば子供が急病で呼び出しがかかったときという日常のことから、あるいは大きな地震ですとか災害なんかのときにも、本人確認が速やかにできないという、そういったリスクというのも大きな

問題としてあります。そんな感じです。

〇黒木委員長 よろしいでしょうか、鈴木委員。

ほかに質疑及び御意見ございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 もう1点お聞きします。

それでは、夫婦別姓が認められた場合、お子さんの姓はどのようになるとお考えでしょうか。

- **〇黒木委員長** 参考人、お答えお願いします。
- ○小泉参考人 夫婦別姓になった場合、子供の姓はどうなるかということなんですが、それは法改正の際に検討され、あるいは決定されることだと思うんですけれども、過去に夫婦別姓がかなり法制化に向けて進んでいたときに示されていた案ということで言いますと、現在の同性婚と同じで、子供は戸籍の筆頭者の姓を名乗るということになっていました。なので、夫婦別姓化になった場合でも片方の親とは同じ、でも兄弟姉妹では同じ姓となるという状況になると思います。また別の案もそのときには出されてはいたので、そこは国会での審議ということになると思います。
- **〇黒木委員長** ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようなので、以上で請願第1号についての質疑及び意見を終結いたします。 ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の方、ありがとうございました。御苦労さまです。

午前10時37分休憩

午前10時37分開議

〇黒木委員長 それでは、再開いたします。

続いて討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

市川委員が退席いたしました。

それでは、これより請願第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第1号について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇黒木委員長 挙手全員であります。よって、請願第1号は原案のとおり採決されました。 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。 お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしま

した。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

午前10時40分閉会